

令和三年六月

定例島根県議会議案(条例)

参考資料

目 次

行政手続における押印等の見直しに伴う関係条例の整備に関する 条例	1
特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例 の一部を改正する条例	1
島根県救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及 び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	2
島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための 法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営 に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例	3
島根県手数料条例等の一部を改正する条例	4
島根県花振興センター条例の一部を改正する条例	11
島根県家畜保健衛生所条例の一部を改正する条例	11
島根県営住宅条例の一部を改正する条例	12

第82号議案

行政手続における押印等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例

1 提案理由

行政手続における押印等の見直しに伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 条例等の公布に関する条例の一部改正

規則等の公布又は公表に係る規定の整備

(2) 職員のサービスの宣誓に関する条例及び島根県公安委員会の委員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正

ア 職員及び公安委員会の委員のサービスの宣誓書について、押印を不要とすること。

イ その他規定及び様式の整備

(3) 島根県建築審査会条例の一部改正

ア 会議録への議長等の署名押印を不要とし、記名によることとすること。

イ その他規定の整理

3 施行期日

公布の日から施行する。

第83号議案

特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の制定に伴い、過疎地域における県税の特例について、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 過疎地域のうち市町村計画に定める産業振興促進区域において、次のとおり県税の課税免除を行うこと。

対象業種	対象者	対象税目
製造業 情報サービス業等 農林水産物等販売業 旅館業	左欄の事業の用に供する 設備を取得等した者	事業税 不動産取得税 固定資産税
畜産業 水産業	個人	事業税

(2) 引用する省令の題名の改正及び引用する条項の整理

3 施行期日

公布の日から施行する。

第84号議案

島根県救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

1 提案理由

救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令の施行に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

次に掲げる事項に係る規定の整備

- (1) 職場における適切なハラスメント対策
- (2) 業務継続計画の策定等
- (3) 災害対応に向けた地域との連携
- (4) 感染症等の予防及びまん延を防止するための措置

3 施行期日

令和3年8月1日から施行する。

第85号議案

島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例

1 提案理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の改正に伴い、関係条例について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 改正の内容

ア 指定障害福祉サービス事業者等における諸記録の作成、保存等について、原則として電磁的記録による対応を認めるものとする。

イ 利用者等への説明、同意等のうち、書面で行うものについて、原則として電磁的方法による対応を認めるものとする。

ウ その他規定の整備

(2) 改正を要する条例

条 例 の 題 名	改正の内容
島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	(1)のアからウまで
島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	(1)のア及びイ
島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例	(1)のア及びイ
島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例	(1)のア及びイ

島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例	(1)のア及びイ
島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例	(1)のア及びイ
島根県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	(1)のアからウまで
島根県児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	(1)のア及びイ
島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例	(1)のア及びウ
島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例	(1)のウ

- 3 施行期日
公布の日から施行する。

第86号議案

島根県手数料条例等の一部を改正する条例

- 1 提案理由
関係法令の改正に伴い、県が徴収する手数料について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。
- 2 条例の概要
 - (1) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律
関係手数料
 - ア 地域連携薬局及び専門医療機関連携薬局の認定に係る手数料の新設

手数料を納めなければならない者	手数料の額
地域連携薬局又は専門医療機関連携薬局の認定を受けようとする者	11,000円
地域連携薬局又は専門医療機関連携薬局の認定の更新を受けようとする者	11,000円
地域連携薬局又は専門医療機関連携薬局の認定証の書換え交付を受けようとする者	2,000円
地域連携薬局又は専門医療機関連携薬局の認定証の再交付を受けようとする者	2,900円

イ 医薬品、医薬部外品又は化粧品の保管のみを行う製造所の登録に係る手数料の新設

区 分	手数料の額
医薬品の製造所の登録	37,000円
医薬部外品の製造所の登録	31,000円
化粧品の製造所の登録	31,000円
医薬品の製造所の登録の更新	23,000円
医薬部外品の製造所の登録の更新	22,000円
化粧品の製造所の登録の更新	22,000円
登録証の書換え交付	2,000円
登録証の再交付	2,900円

ウ 医薬品又は医薬部外品の保管のみを行う製造所に係る医薬品等適合性調査に関する手数料の新設

手数料を納めなければならない者	手数料の額
製造販売の承認の申請をするときに医薬品等適合性調査を受けようとする者	24,000円
製造販売の承認の取得後5年を経過するごとに医薬品等適合性調査を受けようとする者	56,000円に保管する医薬品又は医薬部外品1品目につき500円として計算した額を加算した額

輸出用の医薬品又は医薬部外品を製造しようとするときに医薬品等適合性調査を受けようとする者	24,000円
輸出用の医薬品又は医薬部外品の製造の開始後 5 年を経過するごとに医薬品等適合性調査を受けようとする者	56,000円に保管する医薬品又は医薬部外品 1 品目につき500円として計算した額を加算した額

エ 医薬品又は医薬部外品の製造販売の承認に係る厚生労働大臣が必要と認めるときの医薬品等適合性調査に関する手数料の新設

区 分	手数料の額
無菌医薬品又は無菌医薬部外品に係るもの	128,000円に 1 品目につき3,000円として計算した額を加算した額
一般医薬品又は一般医薬部外品に係るもの	105,000円に 1 品目につき1,500円として計算した額を加算した額
包装等医薬品又は包装等医薬部外品に係るもの	56,000円に 1 品目につき500円として計算した額を加算した額
医薬品又は医薬部外品の保管のみを行う製造所に係るもの	56,000円に 1 品目につき500円として計算した額を加算した額

オ 医薬品又は医薬部外品の製造業者が製造工程の区分ごとに受ける医薬品等適合性調査に係る手数料の新設

区 分	手数料の額
無菌医薬品又は無菌医薬部外品	128,000円に 1 品目につき3,000円及びその品目を取り扱う 1 製造販売業者につき10,000円として計算した額を

	加算した額
無菌医薬品以外の医薬品又は無菌医薬部外品以外の医薬部外品	105,000円に1品目につき1,500円及びその品目を取り扱う1製造販売業者につき8,000円として計算した額を加算した額
医薬品若しくは医薬部外品の包装、表示又は保管のみに係るもの	56,000円に1品目につき500円及びその品目を取り扱う1製造販売業者につき5,000円として計算した額を加算した額
医薬品又は医薬部外品の保管のみを行うもの	56,000円に1品目につき500円及びその品目を取り扱う1製造販売業者につき5,000円として計算した額を加算した額
基準確認証の書換え交付	2,000円
基準確認証の再交付	2,900円

カ 医薬品又は医薬部外品の製造販売に係る承認事項の変更計画の確認における医薬品等適合性調査に関する手数料の新設

手数料を納めなければならない者	手数料の額
製造販売に係る承認事項の変更計画の確認を受けるときに医薬品等適合性調査（外部試験検査機関に係る調査を除く。）を受けようとする者	
（ア）無菌医薬品又は無菌医薬部外品に係るもの	71,000円
（イ）一般医薬品又は一般医薬部外品に係るもの	53,000円

(ウ) 包装等医薬品又は包装等医薬部外品に係るもの	24,000円
(エ) 医薬品又は医薬部外品の保管のみを行う製造所に係るもの	24,000円
製造販売に係る承認事項の変更計画の確認を受けるときに医薬品等適合性調査（外部試験検査機関に係る調査に限る。）を受けようとする者	24,000円

キ 医薬品又は医薬部外品の製造販売の承認の申請に係る医薬品等適合性調査（外部試験検査機関に係る調査を除く。）に関する手数料の額の改定

区 分	改 正 前	改 正 後
無菌医薬品又は無菌医薬部外品に係るもの	48,900円	71,000円
一般医薬品又は一般医薬部外品に係るもの	28,900円	53,000円
包装等医薬品又は包装等医薬部外品に係るもの	13,400円	24,000円

ク 医薬品又は医薬部外品の製造販売の承認の申請に係る医薬品等適合性調査（外部試験検査機関に係る調査に限る。）に関する手数料の額の改定

改 正 前	改 正 後
13,400円	24,000円

ケ 医薬品又は医薬部外品の製造販売の承認の取得後5年を経過するごとに行う医薬品等適合性調査（外部試験検査機関に係る調査を除く。）に関する手数料の額の改定

区 分	改 正 前	改 正 後
無菌医薬品又は無菌医薬部外品に係るもの	104,200円に1品目につき2,100円として計算した	128,000円に1品目につき3,000円として計算した

	額を加算した額	額を加算した額
一般医薬品又は一般医薬部外品に係るもの	73,000円に1品目につき1,000円として計算した額を加算した額	105,000円に1品目につき1,500円として計算した額を加算した額
包装等医薬品又は包装等医薬部外品に係るもの	39,400円に1品目につき300円として計算した額を加算した額	56,000円に1品目につき500円として計算した額を加算した額

コ 医薬品又は医薬部外品の製造販売の承認の取得後5年を経過するごとに行う医薬品等適合性調査（外部試験検査機関に係る調査に限る。）に関する手数料の額の改定

改正前	改正後
39,400円に医薬品又は医薬部外品1品目につき300円として計算した額を加算した額	56,000円に医薬品又は医薬部外品1品目につき500円として計算した額を加算した額

サ 輸出用の医薬品又は医薬部外品を製造するときの医薬品等適合性調査（外部試験検査機関に係る調査を除く。）に関する手数料の額の改定

区分	改正前	改正後
無菌医薬品又は無菌医薬部外品に係るもの	49,000円	71,000円
一般医薬品又は一般医薬部外品に係るもの	29,000円	53,000円
包装等医薬品又は包装等医薬部外品に係るもの	13,500円	24,000円

シ 輸出用の医薬品又は医薬部外品を製造するときの医薬品等適合性調査（外部試験検査機関に係る調査に限る。）に関する手数料の額の改定

改正前	改正後
13,400円	24,000円

ス 輸出用の医薬品又は医薬部外品の製造の開始後 5 年を経過するごと
 に行う医薬品等適合性調査（外部試験検査機関に係る調査を除く。）
 に関する手数料の額の改定

区分	改正前	改正後
無菌医薬品又は無菌医薬部 外品に係るもの	104,300円に 1 品 目につき 2,100円 として計算した 額を加算した額	128,000円に 1 品 目につき 3,000円 として計算した 額を加算した額
一般医薬品又は一般医薬部 外品に係るもの	73,100円に 1 品 目につき 1,000円 として計算した 額を加算した額	105,000円に 1 品 目につき 1,500円 として計算した 額を加算した額
包装等医薬品又は包装等医 薬部外品に係るもの	39,500円に 1 品 目につき 300円と して計算した額 を加算した額	56,000円に 1 品 目につき 500円と して計算した額 を加算した額

セ 輸出用の医薬品又は医薬部外品の製造の開始後 5 年を経過するごと
 に行う医薬品等適合性調査（外部試験検査機関に係る調査に限る。）
 に関する手数料の額の改定

改正前	改正後
39,400円に医薬品又は医薬部外 品 1 品目につき 300円として計 算した額を加算した額	56,000円に医薬品又は医薬部外 品 1 品目につき 500円として計 算した額を加算した額

ソ 引用する条項の整理

タ その他規定の整備

(2) 覚醒剤取締法関係手数料に係る規定の整備

3 施行期日

公布の日から施行する。

第87号議案

島根県花振興センター条例の一部を改正する条例

1 提案理由

花ふれあい公園の利用者の利便性の向上及び利用の促進を図るため、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 園芸教室の利用料金に係る基準額の新設

区 分	基準額
園芸教室	1時間につき 1,000円

(2) 指定管理者が行う業務に有料施設の利用の許可に関する業務を追加すること。

(3) その他規定の整備

3 施行期日

令和4年4月1日から施行する。

第88号議案

島根県家畜保健衛生所条例の一部を改正する条例

1 提案理由

豚熱ワクチン等の家畜の注射及び家畜の検査を円滑に行うことにより豚熱等の伝染病対策の強化を図るため、手数料の納付に係る規定について、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

規則で定める場合は、家畜の注射等に係る手数料の後納を可能とすること。

3 施行期日

公布の日から施行する。

第89号議案

島根県営住宅条例の一部を改正する条例

1 提案理由

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の制定並びに県営住宅の新設及び廃止に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

- (1) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の制定に伴う県営住宅の入居要件に係る規定の整備
- (2) 県営住宅の設置を定めた別表に次の団地を加えること。

団地の名称	所在地
浜田中央団地	浜田市

- (3) 県営住宅の設置を定めた別表から次の団地を削除すること。

団地の名称	所在地
浜田漁民団地	浜田市

3 施行期日

2の(1)については公布の日から、2の(2)及び(3)についてはそれぞれ規則で定める日から施行する。